

市民農園をはじめよう!!



農林水産省
令和6年3月

① 特定農地貸付法（特定農地貸付け）

ア 法律のしくみ

貸付方式の市民農園の開設に伴う農地の貸借等について農地法の許可を不要とする農地法の特例などを定めた法律です。

特定農地貸付けとは

- 市民農園の利用者への農地の貸付けのことであり、次の要件を満たすものをいいます。

① 10a（1,000㎡）未満の貸付け

- ・ 市民農園の開設者が各利用者へ貸し付けることができる面積の上限です。
- ・ 市民農園全体の規模については、こうした面積の上限はありません。

② 相当数の者を対象とした貸付け

- ・ 市民農園の利用者（農地を貸す相手）は複数人である必要があります。

③ 貸付期間が5年を超えない

- ・ 市民農園の開設者から利用者への貸付期間の上限です。
- ・ 市民農園の開設者が借り受ける農地の貸借の期間の上限ではありません。

④ 利用者が行う農作物の栽培が営利を目的としないものであること

- ・ 販売自体を禁止するものではなく、利用者が栽培した農作物のうち自家消費を超える分については販売が可能です。
- ・ 営利を目的としてはならないのは「利用者による農作物の栽培」であり、開設者による市民農園の開設の目的は営利を目的としたものであっても差し支えありません。

農業委員会の承認

- 特定農地貸付けを行うためには、市民農園の開設者が農業委員会に申請して、その承認を受ける必要があります。

また、特定農地貸付けを行うための農地の権利を取得する必要がある場合、承認を受けることで、この権利も取得することができます※。

- 以下の場合などは農業委員会の承認を受けることができません。

- ・ まとまった農地があるような地域で、市民農園の位置が農業者による農地の利用を分断する場合
- ・ 利用者の募集及び選考の方法が公平かつ適正でなく、特定の者のみに利用が集中するような場合
- ・ 貸付条件が違法不当な場合
- ・ 賃借権等の所有権以外の権利を既に有している農地で開設する場合 など

※ 別途、農地所有者、地方公共団体又は中間管理機構との間で賃貸借等の契約を締結する必要があります。（所有農地で自ら開設する場合を除く。）